

## 令和3年12月市議会定例会提出案件資料

### 議案第91号 専決事項の承認を求めることについて

(令和3年度伊勢市一般会計補正予算(第8号))

(財政課)

これは、令和3年度伊勢市一般会計予算について、子育て世帯臨時特別給付金を支給するための経費を補正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、11月26日付けで専決処分したものである。

補正前の予算額	54,601,453,000円
補正予算額	902,921,000円
補正後の予算額	55,504,374,000円

### 議案第92号 令和3年度伊勢市一般会計補正予算(第9号)

(財政課)

補正前の予算額	55,504,374,000円
補正予算額	434,122,000円
補正後の予算額	55,938,496,000円

### 議案第93号 令和3年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(財政課)

補正前の予算額	12,768,447,000円
補正予算額	78,896,000円
補正後の予算額	12,847,343,000円

### 議案第94号 令和3年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(財政課)

補正前の予算額	3,255,299,000円
補正予算額	▲2,598,000円
補正後の予算額	3,252,701,000円

**議案第95号 令和3年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）**

**（財政課）**

補正前の予算額	14,713,602,000円
補正予算額	▲27,908,000円
補正後の予算額	14,685,694,000円

**議案第96号 令和3年度伊勢市水道事業会計補正予算（第1号）**

**（財政課）**

（収益的支出）

補正前の予算額	2,575,690,000円
補正予算額	▲24,415,000円
補正後の予算額	2,551,275,000円

（資本的支出）

補正前の予算額	2,033,724,000円
補正予算額	1,421,000円
補正後の予算額	2,035,145,000円

**議案第97号 令和3年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）**

**（財政課）**

（収益的支出）

補正前の予算額	3,729,842,000円
補正予算額	▲4,930,000円
補正後の予算額	3,724,912,000円

（資本的支出）

補正前の予算額	5,202,941,000円
補正予算額	▲1,991,000円
補正後の予算額	5,200,950,000円

**議案第98号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一部改正について**

**(保育課)**

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の公布について、官報正誤による訂正があったことに伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

- ・ 施行期日 公布の日

**議案第99号 小俣北部公民館の指定管理者の指定について**

**(社会教育課)**

これは、小俣北部公民館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者となる団体  
明野第四自治区  
区長 横山 幸恵
- 2 指定の期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

**議案第100号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について**

**(スポーツ課)**

これは、伊勢市小俣児童体育館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者となる団体  
明野第四自治区  
区長 横山 幸恵
- 2 指定の期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

**議案第101号 伊勢市保健福祉会館の指定管理者の指定について**

**(小俣総合支所生活福祉課)**

これは、伊勢市保健福祉会館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
伊勢市小俣本町保健福祉会館 ほか5箇所
- 2 指定管理者となる団体  
伊勢市小俣本町保健福祉会館運営委員会  
委員長 近藤 慶満 ほか5団体

3 指定の期間

- (1) 伊勢市小俣北部保健福祉会館以外の保健福祉会館  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 伊勢市小俣北部保健福祉会館  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

**議案第102号 いせ市民活動センターの指定管理者の指定について**

**(市民交流課)**

これは、いせ市民活動センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者となる団体  
特定非営利活動法人いせコンビニネット  
理事長 伊東 俊一
- 2 指定の期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

**議案第103号 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者の指定について**

**(農林水産課)**

これは、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者となる団体  
二見しょうぶロマンの森維持管理組合  
組合長 大西 正紀
- 2 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

**議案第104号 伊勢市産業支援センターの指定管理者の指定について**

**(商工労政課)**

これは、伊勢市産業支援センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者となる団体  
伊勢商工会議所  
会頭 山野 稔
- 2 指定の期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## 議案第105号 サンライフ伊勢の指定管理者の指定について

(商工労政課)

これは、サンライフ伊勢について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者となる団体  
一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター  
理事長 坂谷 隆徳
- 2 指定の期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

## 議案第106号 伊勢市営住宅等の指定管理者の指定について

(住宅政策課)

これは、伊勢市営住宅、伊勢市特定公共賃貸住宅及び伊勢市小集落改良住宅について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
  - (1) 伊勢市営住宅 勢田団地ほか37団地
  - (2) 伊勢市特定公共賃貸住宅 旭団地
  - (3) 伊勢市小集落改良住宅 黒瀬改良住宅ほか1団地
- 2 指定管理者となる団体  
F E住宅管理共同企業体  
代表者 伊勢市村松町 1364 番地 8  
エクノフ株式会社  
代表取締役 船谷 哲司  
構成員 伊勢市村松町 1364 番地 8  
船谷建設株式会社  
代表取締役 船谷 哲司
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 議案第107号 電子黒板一式の取得について

(教育研究所)

これは、電子黒板一式を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 議案第108号 市道の路線の認定について

(維持課)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第8条第2項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。

- ・認定しようとする路線 3路線

**議案第109号 伊勢市副市長の選任につき同意を求めることについて**

**(職員課)**

これは、伊勢市副市長の藤本 亨氏の任期が令和3年12月22日に満了となるため、その後任を選任するにつき、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものである。

**議案第110号 伊勢市監査委員の選任につき同意を求めることについて**

**(職員課)**

これは、伊勢市監査委員（議員のうちから選任する者）を選任するにつき、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

**議案第111号 伊勢市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

**(職員課)**

これは、伊勢市公平委員会委員の高瀬 静枝氏の任期が令和3年12月25日に満了となるため、その後任を選任するにつき、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

**議案第112号 伊勢市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて**

**(職員課)**

これは、伊勢市教育委員会委員の鍋島 健二氏の任期が令和3年12月22日に満了となるため、その後任を任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。